

元理事及び元執行役員の除名処分について

一般社団法人甲状腺眼症の医療を前進させる患者の会は、以下のとおり当法人の元理事及び元執行役員の2名を除名処分としましたので、公表します。

処分の概要

1 被処分者 親族関係にある元理事 前川原輝及び元執行役員 前川麗美

2 処分発令日 令和3年4月11日

3 処分の種類 除名処分

4 処分の理由

元理事 当法人の組織を破壊する行為
元執行役員 当法人の運営を妨げる行為

5 事案の概要

本件は、親族関係にある元理事及び元執行役員が、当法人に対して以下の行為を行った事案である。

■当該の元執行役員が、当該の元執行役員自身の感情・欲望を押し付け、当法人を支配しようとし、当法人の代表理事に対して当法人や当法人の代表理事を攻撃する自己中心的なメッセージを執拗に送りつけた。

■当該の元理事が、当法人の理事・執行役員用の連絡ツール内に当法人の代表理事を攻撃する投稿をした。

■当該の元理事及び当該の元執行役員が、当法人の代表理事に対して、当法人や代表理事を攻撃する思慮のないメッセージを執拗に送り返した。

■当該の元理事及び当該の元執行役員が、当法人の代表理事や理事に対して接触を迫る行為を繰り返した。

当法人や当法人の関係者は当該の元理事や当該の元執行役員と関わりを持ちたくないと願っているにもかかわらず、当該の元理事及び当該の元執行役員は当法人の代表理事や理事につきまとった。

■当法人は、当該の元理事及び当該の元執行役員による上記の行為を受け、神奈川県相模原警察署に相談し、対処した。